

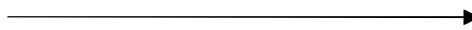
様式第2号(第4条関係)

被災宅地危険度判定士 資格要件申告書

わたくしは、三重県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項第1号(4号)に定める、資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添え申告します。

記

該当する要件



裏面から該当する要件を記入する

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

三重県知事 へ

申告者氏名(自署) \_\_\_\_\_

## 該当する資格要件

該当するものいずれか1つの記号を表面に記入し、指定された証明書を添付する。

<p><b>ア</b> 大学院等在学経験者：宅造法告示1号、都計法告示1号該当            大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者            必要な添付書類   在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加)            実務経験証明書</p>
<p><b>イ</b> 大学卒業生：宅造令第18条第1号、都計規則第19条第1号イ該当            大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者            必要な添付書類   卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)            実務経験証明書</p>
<p><b>ウ</b> 3年課程の短期大学卒業生：宅造令第18条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当            短大で正規の土木又は建築の修業年限3年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者及び都市計画法又は造園の修業年限3年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者            必要な添付書類   卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)            実務経験証明書</p>
<p><b>エ</b> 短期大学、高等専門学校卒業生：宅造令第18条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当            前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者            必要な添付書類   卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)            実務経験証明書</p>
<p><b>オ</b> 高等学校卒業生：宅造令第18条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当            高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者            必要な添付書類   卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)            実務経験証明書</p>
<p><b>カ</b> 認定講習会修了者：宅造告示第4号、都計告示38第2号該当            土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務経験を有する者            必要な添付書類   認定講習会修了書の写し            実務経験証明書</p>
<p>指定の国家資格を有する者</p> <p><b>キ</b> 技術士：宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当            技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関し2年以上の実務経験を有する者            必要な添付書類   技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書            実務経験証明書(技術部門を建設部門とする場合は不要)</p> <p><b>ク</b> 一級建築士：宅造告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当            一級建築士の資格を有する者            必要な添付書類   一級建築士登録証の写し</p>
<p><b>ケ</b> 資格及び実務経験を有するもの            建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事等が認めたる者            必要な添付書類   各資格証明書            実務経験証明書</p>

注) この面で「宅造令」とあるのは、「宅地造成等規制法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。